

# 熊本県公報

第 1 1 5 8 5 号  
平成 19 年 8 月 10 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課) 1
○ "	( " ) 1
○ "	( " ) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	( " ) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	( " ) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	( " ) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	( " ) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	( " ) 3
○老人福祉施設等整備に関する過去の告示の廃止	( " ) 3
○熊本県老人福祉施設等整備計画事前協議実施要項の制定	( " ) 3
<b>公 告</b>	
○熊本都市計画事業武蔵ヶ丘東ニュータウン土地計画整理事業の換地処分	(都市計画課) 4
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 4
○開発行為工事完了	(建築課) 4
○味噌仕込み攪拌機の調達にかかる一般競争入札の実施	(管理調達課) 5
○道路位置指定	(建築課) 7
○ "	( " ) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 680 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第 681 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
天草市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 682 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 683 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスたくまの里 熊本市御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	平成 19 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 684 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【介護予防通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスたくまの里 熊本市御領一丁目 13 番 26 号	社会福祉法人くまもと福祉会	平成 19 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 685 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター梨の木 荒尾市荒尾 2785 番地 4	社会福祉法人恵伸会	平成 19 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 686 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター梨の木 荒尾市荒尾 2785 番地 4	社会福祉法人恵仲会	平成 19 年 8 月 1 日

## 熊本県告示第 687 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターきずな 熊本市新南部 5 丁目 2 番 65 号	社会福祉法人星峰会	平成 19 年 8 月 1 日

## 熊本県告示第 688 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターきずな 熊本市新南部 5 丁目 2 番 65 号	社会福祉法人星峰会	平成 19 年 8 月 1 日

## 熊本県告示第 689 号

平成 15 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項等を廃止する要項を次のように定める。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 15 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項等を廃止する要項

次に掲げる要項は、廃止する。

- (1) 平成 15 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項（平成 14 年熊本県告示第 504 号）
- (2) 平成 17 年度老人福祉施設等の設置等に係る事前協議書の提出に関する要項（平成 16 年熊本県告示第 677 号）

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

## 熊本県告示第 690 号

熊本県老人福祉施設等整備計画事前協議実施要項を次のように定める。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県老人福祉施設等整備計画事前協議実施要項

(趣旨)

第 1 条 熊本県高齢者かがやきプラン（以下「県計画」という。）の各期において必要と定める老人福祉施設等の円滑な整備を推進するとともに、老人福祉施設等の施設内容の向上を図るために、関係の事業計画の事前協議を求めることとする。

(事前協議の対象施設)

第 2 条 事前協議の対象は、次に掲げる老人福祉施設等の施設整備計画であって、県計画に定める各圏域（熊本圏域を除く。）ごとの必要入所定員総数を満たすために計画されるもの又は県の補助金を受けて行おうとするものとする。

- 一 特別養護老人ホーム
- 二 介護老人保健施設
- 三 養護老人ホーム

(提出期限)

第 3 条 事前協議書は、別途定める様式に基づき、事業を実施しようとする前年度の 10 月第 1 月曜日までに健康福祉部高齢者支援総室に提出するものとする。ただし、当日が県の休日に当たる場合はその翌日とする。

(その他)

第 4 条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途、毎年度定める「老人福祉施設等整備計画に係る事前協議の基本方針」によるものとする。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

## 公 告

## 熊本県公告第 679 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定に基づき熊本県住宅供給公社理事長寺嶋建から熊本都市計画事業武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業について、次のとおり換地処分をした旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

換地処分の内容 平成 19 年 5 月 28 日付け熊本県指令都計第 2 号で認可した換地計画のとおり

## 熊本県公告第 680 号

人吉市大畑大野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	下 原 拓 義	人吉市大野町 4556 番地 93
"	村 山 芳 孝	人吉市大野町 4560 番地 9
"	亀 井 穂	人吉市大野町 4560 番地 29
"	丸 山 亨	人吉市大野町 4556 番地 79
"	穴 井 一 美	人吉市大野町 4571 番地 369
"	山 田 覚	人吉市大野町 4561 番地 5
"	鎌 田 九州男	人吉市大野町 4561 番地 1
監事	村 山 則 喜	人吉市大野町 4560 番地 6
"	茂 田 秀 光	人吉市大野町 4556 番地 77
"	林 義 則	人吉市大野町 4556 番地 85
就任		
理事	下 原 拓 義	人吉市大野町 4556 番地 93
"	村 山 芳 孝	人吉市大野町 4560 番地 9
"	亀 井 穂	人吉市大野町 4560 番地 29
"	丸 山 亨	人吉市大野町 4556 番地 79
"	穴 井 一 美	人吉市大野町 4571 番地 369
"	山 田 覚	人吉市大野町 4561 番地 5
"	鎌 田 九州男	人吉市大野町 4561 番地 1
監事	中 村 伸 一	人吉市大野町 4556 番地 374
"	茂 田 秀 光	人吉市大野町 4556 番地 77
"	林 義 則	人吉市大野町 4556 番地 85

## 熊本県公告第 681 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年8月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字室字東迫尻727番1、同736番1、同736番2、同737番及び同738番  
3,503.48平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号  
株式会社クリード

**熊本県公告第682号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年8月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
味噌仕込み攪拌機 1台
  - (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成19年10月15日(月)
  - (4) 納入場所  
熊本県立菊池農業高等学校
  - (5) 電子入札に関する事項  
本件は、入札手続(入札書の提出から落札者の決定まで)を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準(以下「運用基準」という。)の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続(以下「紙入札方式」という。)によることができる。  
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
  - (6) 入札方法
    - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。
    - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
    - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「審査要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6の(3)記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立菊池農業高等学校へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年8月10日(金)から平成19年8月24日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間  
平成19年8月10日(金)から平成19年8月31日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載する場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。  
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2の(5)を証明する書類(仕様適合証明書)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年8月10日(金)から平成19年8月31日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所  
ア 電子入札システムによる入札  
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。  
入札書受付締切日時 平成19年9月6日(木)午後4時  
イ 紙入札方式による入札  
日 時 平成19年9月7日(金)午前10時から  
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- ウ 開札の日時及び場所  
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法  
ア 電子入札システムによる入札の場合  
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。  
イ 紙入札方式の場合  
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年9月6日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札  
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札  
ウ 記名押印を欠く入札  
エ 金額を訂正した入札  
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
カ くじ番号の記入のない入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札  
ケ 二以上の意思表示を行った入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金  
免除する。
- (4) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格  
設定しない。
- (7) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 683 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字東阿高 1393 番地
- 2 築造者の氏名 山本清光
- 3 道路の位置 宇城市松橋町両仲間字庄田 1003 番 3
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 47.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 22 日
- 7 指定番号 宇城景建第 17 号

**熊本県公告第 684 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 8 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市築地 2517 番地
- 2 築造者の氏名 一和雄
- 3 道路の位置 玉名市岱明町下前原字正林 198 番 4 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.05 メートル

- 5 道路の延長 27.94 メートル
- 6 指定年月日 平成19年7月26日
- 7 指定番号 玉名景建第24号